

社協だより ふくし しらはま

社会福祉法人
白浜町社会福祉協議会

〒649-2324 白浜町十九淵 274 番地の1
TEL 0739-45-2711 FAX 0739-45-2777
Eメールアドレス info@shirahama-syakyo.jp

日置川支部

〒649-2511 白浜町日置 197 番地の1
高齢者生活福祉センター夢の里内
TEL 0739-52-2111 FAX 0739-52-2666
Eメールアドレス hikigawa@shirahama-syakyo.jp

夏のボランティア体験開催

～体験を通じたボランティア活動の理解と地域交流を進めるために～

去る8月2日水曜日、本会本部事務所にて富田中学校の生徒6名に参加いただき、夏のボランティア体験を開催しました。今回の体験では、富田地域のボランティアの皆さまとイベントの模擬店を体験していただき、地域の皆さまとの交流を行いながら、ボランティア活動や地域交流の重要性を体験していただきました。

夏のボランティア体験は、夏休み期間中に、町内在住の児童・生徒の皆さまを対象に実施しているボランティア事業の一つです。今回、新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりの開催となりましたが、天候にも恵まれ、参加いただいた生徒の皆さまには、慣れない活動でしたが、真剣に取り組んでいただけました。

参加いただいた生徒の皆さま、生徒の参加にご協力いただいた富田中学校教員の皆さま、富田地域ボランティアの皆さま、本当にありがとうございました。

【夏のボランティア体験の様子】



学校におけるボランティア活動について

町内の小・中学校では、地域の特徴に合わせたボランティア活動が進められています。学校でのボランティア活動にご協力いただいている皆さま、ありがとうございます。

今回の活動では、ボランティアの皆さまや本会職員が、児童・生徒や学校と地域住民の交流や協働による地域貢献活動、さまざまな見守り活動など、地域住民と学校が協力することの大切さを、夏のボランティア体験に参加された子どもたちに気付かせていただきました。今後も、学校と地域住民によるボランティア活動の相互支援のあり方を教育と福祉の両視点を考慮しつつ、地域福祉の推進を図ってまいりますので、学校ボランティア活動、図書ボランティア活動、登下校時の見守り活動、イベント活動支援など、皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。学校ボランティア活動については、本会までご連絡をお願いします。

福祉相談所設置日程

【時間】午後1時30分から午後4時

(当日受付は午後3時まで)

1人約15分程度の相談となります。

【予約およびお問い合わせ】

白浜支部 : TEL 45-2711

日置川支部 : TEL 52-2111

※お申し込みは、各支部事務所まで。

※混雑する場合や日程の変更、中止の場合もございます。事前にご予約ください。

白浜本部

日程	内容	会場
9/4	財産・登記	本部事務所
9/19	法律	
9/25	成年後見	
10/2	財産・登記	

日置川支部

日程	内容	会場
9/1	法律	高齢者生活福祉センター
9/20	人権	
10/6	法律	みまい荘

※各相談は、中止とさせていただく場合がございます。実施の有無を確認、ご予約の上、ご来場ください。

あいさつから始まる地域づくり

あいさつ運動の推進

住民同士のつながりづくり、助け合いや支え合いのできる地域づくりの一つのきっかけとして、日ごろからの何気ない『あいさつ』が重要だと考えます。

新型コロナウイルス感染症拡大により、外出の機会や、隣近所や身近な地域でも顔を合わす機会が減少しました。そのため、今まで出来ていた「おはよう」や「こんにちは」と言った日常のあいさつや声かけの機会も無くなってしまいました。

新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響が減少している中、サロン活動なども再開され、お互いの家を行き来することも可能な状態になってきています。あいさつや短時間での声かけでも、孤独を和らげることはできます。高齢者などの孤立を避け、少しでもその人らしく住み慣れた地域で生活が続けられるように、今できる範囲での、助け合いや支え合いを進めてみませんか。気軽にできるつながりづくりの一つとして、ちょいボラ活動として、あいさつ運動へのご協力をよろしくお願いいたします。

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう

こんなことを心配していませんか？

医療や福祉サービスの
手続きや契約が
むずかしくてわからない

よくわからないまま
いらぬものを
買われそうになる

もの忘れが多くて
お金をついつい
使ってしまう

自分だけでは
いろいろなことが
判断できなくなった

成年後見等制度を知っていますか？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人は、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。また、判断能力が十分でないために、悪徳商法などの被害に遭うおそれもあります。成年後見制度とは、こうした自分一人で判断することが難しい人に対して、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約を本人に代わって行い、権利を守り生活を支援する制度です。

成年後見等制度相談窓口のお知らせ

- 【高齢者に関するご相談】 役場民生課地域包括支援センター ☎ 43-6596
- 【障害者に関するご相談】 役場民生課福祉係 ☎ 43-5702
- 【高齢者・障害者に関するご相談】 白浜町社会福祉協議会白浜本部 ☎ 45-2711
- 【日置川地区でのご相談】 白浜町社会福祉協議会日置川支部 ☎ 52-2111

※詳しくは各相談窓口にお問合せください。



※社協だよりは、共同募金配分金や社協会費等を活用して掲載しています。